

【 第4種委員会主管大会における大会参加資格について(通達) 】

財団法人鳥取県サッカー協会第4種委員会(以下:第4種委員会)において、主管大会の選手参加資格を下記のように制定いたしましたので、お知らせいたします。

記

(財)鳥取県サッカー協会への選手登録ではなく、各大会の選手登録(エントリー)を基準とする。

(試合への出場の有無は問わない)

◎年度途中では、移籍した直近の主管大会への大会登録(エントリー)をすることができない。

◎年度更新時(3月～4月)に、新たなチームに選手登録する場合は移籍とみなさない。

該当の第4種委員会主管大会

	5～6月	9～10月	12～3月	新年度4月
	全日本少年大会	全山陰少年大会	U-11大会	登録リセット
U-12 (6年生)	● # ×	# ●	対象外	
U-11 (5年生)	● # ×	# ●	●	新チームでの登録選手として活動スタート
	× # ●/×	● # ×	●	
	●/×	● # ×	●	

「●:大会エントリー」「×;エントリー不可またはエントリーしていない」「#:移籍の時期」

▶ 次の大会は、普及および育成を主旨とし、例外とし出場を認める。

「U-10大会(4年生以下)」「U-12リーグ戦」

▶ 次の場合も例外とする。「転校により所属チームが変更となる場合」

▶ その他の場合については、各地区4種事務局までお問合せください。

上記主管大会への参加資格の制定にあたっては、下記の点に考慮してある。

1. 移籍は、登録上自由であるが、「勝利至上主義の移籍(引き抜きと強者への渡り)を認めない」というスタンスで考えている。
2. 年度ごとの継続確認が重要であり、選手の希望する登録行為を所属チームが妨げるというような、プレーヤーズファーストの精神に反することがないように考えている。

以上

平成23年6月 施行

平成24年3月 改訂